(2)　(1)に規定する借款契約の各々は、ＪＩＣＡが当該借款契約に係る付表1欄に掲げる事業計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　付表6欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　タイ高速度交通公社に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、タイ王国政府によって保証される。

4　(1)　借款は、タイの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、付表1欄に掲げる事業計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、付表1欄に掲げる事業計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5　タイ王国政府は、4(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　タイ王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してタイ王国においてその役務が必要とされる日本国民は、タイ王国の関係法令に従って、作業の遂行のためタイ王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　タイ王国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してタイ王国の法律に基づいて課されるすべての財政課徴金及び租税を免除する。

9　タイ王国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら付表1欄に掲げる事業計画のために使用されること。

(b)　(a)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、付表1欄に掲げる事業計画の実施に従事する者及びタイ王国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

10　タイ王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　付表1欄に掲げる事業計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　付表1欄に掲げる事業計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

12　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解をタイ王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年九月二十八日にバンコクで

在タイ王国
日本国臨時代理大使　隈丸優次

タイ王国
財務副大臣　プラディット・パタラプラシット閣下

付表

1	2	3		4	5	6
事業計画名	借入人名	供与限度額		利子率（パーセント）	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　ノンタブリ1道路チャオプラヤ川橋梁建設計画	タイ王国政府	七十三億七百万円		○・九五	六年の据置期間の後十四年	六年
2　バンコク大量輸送網整備計画（パープルライン）（Ⅱ）	タイ高速度交通公社	百六十六億三千九百万円		一・四	七年の据置期間の後十八年	七年
			コンサルタントに対する支払部分	○・○一		
総　額						

二百三十九億四千六百万円

（タイ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をタイ王国政府に代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十年九月二十八日にバンコクで

タイ王国
財務副大臣　プラディット・パタラプラシット

在タイ王国
日本国臨時代理大使　隈丸優次殿

○外務省告示第四百五十一号

ペルー共和国政府は、昭和三十六年十月五日にハーグで作成された「外国公文書の認証を不要とする条約」の加入書を平成二十二年一月十三日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年九月三十日にペルー共和国について効力を生じた。

（平成二十二年九月十三日付け在京オランダ王国大使館口上書）

平成二十二年十月十九日

外務大臣　前原　誠司

○厚生労働省告示第三百六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十二条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の設立を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十二年十月十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

1　健康保険組合の名称　北海道医療健康保険組合

2　事務所の所在地　北海道札幌市中央区北三条西四丁目一番地

3　設立事業所の名称及び所在地　特定非営利活動法人北海道病院協会　北海道札幌市　外六十事業所

4　認可の年月日　平成二十二年九月二十一日